

令和 8 年度 地域包括支援センターの事業計画

I 地域包括支援センターの設置状況

佐屋苑地域包括支援センター	
所在地	愛西市大井町浦田面 2 6 8 番地 6 (愛厚ホーム佐屋苑内)
担当地区	佐屋地区
65歳以上人口	8, 6 1 9 人 (令和 8 年 1 月 1 日現在)
センター職員数	7 名 (常勤) 保健師 1 ・ 社会福祉士 3 ・ 主任介護支援専門員 1 ・ 介護支援専門員 1 (非常勤) 介護支援専門員 1

愛西市社協地域包括支援センター	
所在地	愛西市江西町宮西 3 8 番地 (八開総合福祉センター内)
担当地区	立田地区及び八開地区
65歳以上人口	3, 9 2 6 人 (令和 8 年 1 月 1 日現在)
センター職員数	3 名 (常勤) 保健師 1 ・ 社会福祉士 1 ・ 主任介護支援専門員 1

愛西市社協佐織地域包括支援センター	
所在地	(移転先) 愛西市町方町彦作提内 4 8 番地
担当地区	佐織地区
65歳以上人口	6, 5 3 5 人 (令和 8 年 1 月 1 日現在)
センター職員数	5 名 (常勤) 保健師 1 ・ 社会福祉士 2 ・ 主任介護支援専門員 1 ・ 介護支援専門員 1

II 地域包括支援センター事業計画

- (佐屋地区) 佐屋苑地域包括支援センター (設置者: 愛知県厚生事業団)

開所時間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
休業日	・ 土曜日及び日曜日 ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 1 2 月 2 9 日から 3 1 日まで及び翌年 1 月 2 日から 3 日まで
休業日・夜間の連絡体制	緊急連絡用の携帯電話に転送
担当地区	佐屋地区

- (立田・八開地区) 愛西市社協地域包括支援センター (設置者: 愛西市社会福祉協議会)

開所時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休業日	・ 土曜日及び日曜日 ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 12月29日から31日まで及び翌年1月2日から3日まで
休業日・夜間の連絡体制	緊急連絡用の携帯電話に転送
担当地区	立田地区及び八開地区

- (佐織地区) 愛西市社協佐織地域包括支援センター (設置者: 愛西市社会福祉協議会)

開所時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休業日	・ 土曜日及び日曜日 ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 12月29日から31日まで及び翌年1月2日から3日まで
休業日・夜間の連絡体制	緊急連絡用の携帯電話に転送
担当地区	佐織地区

1 介護予防ケアマネジメント事業 (第1号介護予防支援事業)

対象者	内 容
要支援及び事業対象と判定された者	アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議の開催、サービス提供評価、給付管理事務 (一部は居宅介護支援事業所に委託) を実施する。

2 総合相談支援業務

対象者	内 容
高齢者	高齢者や家族からの相談を受け、地域における保健、医療、福祉サービスの利用につなげる等の支援を実施する。

3 権利擁護業務

事業区分	対象者	内 容
高齢者虐待対応	高齢者及びその介護者	高齢者虐待の通報窓口として、虐待の予防・早期発見に努める。 介護サービスの利用や、緊急時には老人福祉施設等への入所など、他の機関と連携して実施する。
成年後見制度の活用促進	判断能力の低下した高齢者等	成年後見制度について説明するとともに、親族からの申立てが行われるよう支援する。 申立てを行うことができる親族がない等の場合は、市長申立てにつなげる。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

対象者	内 容
介護支援専門員	介護支援専門員研修を開催する。 支援困難事例についての指導助言をする。
市内居宅介護支援事業所 介護サービス事業所職員	研修会及び情報交換等を行う。

5 その他

業務名	内 容
市やその他関係機関が主催する会議へ参加	地域包括支援センター運営協議会等の開催時に会議へ参加する。
市内地域包括支援センターとの連絡調整	センター間の連携・協働等の体制を密にする。
認知症総合支援事業	認知症の人やその家族に対し、市と連携して支援する。 認知症サポーター養成講座、認知症サポーターフォローアップ講座、認知症サポーターステップアップ講座へ協力する。 チームオレンジの活動支援を行う。
一般介護予防事業	介護予防把握事業及び介護予防普及啓発事業について、市と連携して実施する。 また、保険年金課の75歳を対象とした「健康質問票」にて、機能低下がみられる方に、基本チェックリストの実施や生活状況を把握し、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる者を介護予防・生活支援サービス事業の対象者（事業対象者）として判定し、必要なサービス等を案内し、介護予防を行う。
地域ケア会議	個別ケースの検討を行う。各地域包括支援センターにて、年2回開催。 市の主催する地域ケア推進会議へ出席し、地域課題の解決に向けて取り組む。年2回開催。

Ⅲ 各地域包括支援センターの令和8年度 課題及び目標について

包括名	課題及び目標
佐屋苑 (佐屋)	<p>独居で身寄りのない方、認知症の方、8050 問題を抱える世帯など、複雑で多様な課題を抱える住民への支援が増加している。個別支援にとどまらず、地域全体の支え合いの力を高めていくことが重要である。</p> <p>「地域住民とのつながりを深め、専門職・関係機関・事業所との連携を強化し、地域づくりを推進する」ことを目標として、誰もが安心して暮らし続けられる地域を目指して、住民が気軽に相談できる関係づくり、支援者同士が情報を共有し合える仕組みづくり、そして地域全体で課題を早期に発見し支え合える環境づくりに取り組んで行く。</p>
社協 (立田・八開)	<p>地域住民と福祉事業者との関わりの中で地域課題に向き合う、地域福祉に貢献する姿勢を令和8年度も継続して進める。</p> <p>多様・複合化した課題がある世帯が増えているので、本人支援のみではなく家族支援にも力を入れたい。課題がある世帯への支援には介護支援専門員との協力、役割分担が重要になるので連携を図って支援にあたる。また、多方面から課題解決にあたる様々な関係機関との協働体制の強化に努める。</p> <p>地域住民にとって身近な窓口となるように、地域包括支援センターの周知を続けていく。</p>

社協 佐織 (佐織)	<p>新規に介護保険の手続きをされる方の相談が増えている。対象になる方が適切にサービスを受けることができるよう支援する。</p> <p>地域のサロンや老人クラブなどの会合の場に出向き福祉制度や認知症などについての啓発を行っている。令和8年度も引き続き実施していく。</p> <p>複合的な課題を抱える世帯への対応を他機関と連携して行う。</p> <p>地域住民が来所しやすい場所に事務所を移転する。</p>
------------------	---